

# 社会福祉法人まつかぜの会

## 令和5年度事業計画書

### 1. 事業方針

令和2年1月から始まった新型コロナウイルスは未だに終息はみえず、しかしながら全国的に感染者数が減少し今後はWITHコロナ時代に入ろうとしております。健康を守るためにできることとしてやってきた換気や手洗い等感染予防対策を当法人事業所は今後も引き続き行ってまいります。

地球規模の温暖化による災害、また他国間の紛争などの影響は私たち身のまわりにも迫っています。物価高騰は最たるもので食品製造販売をしている豆のちからでは、仕入値上りのため自主製品を必然的に値上げしなければなりません。さらには燃料費の高騰は当法人全体でもかなりの出費になっており、千葉県または松戸市からの燃料に対する一時的な助成金はありましたが、その域を超えるような状態であります。

課題は山積であります。まずは財政状況の健全化を目指さなくてはなりません。法人の経営を維持するために、すべての事業における増収が必要となります。コスト感覚を研ぎ澄ましつつ、各事業新規利用者の獲得、そのための魅力ある活動内容、サービス提供内容を考慮してまいります。

コロナ禍においては販売等で活躍することができなかった豆のちからや、企業様からの受注依頼が落ち込んだみらいず等日中活動事業所でしたが、行動制限が緩和される今年度は改めて積極的に地域に密着した活動をしてまいります。

様々な情勢のなかで福祉サービス事業をしている法人として、法人理念をしっかりと受け止め、さまざまな困難を抱えている利用者一人ひとりに耳を傾け誰をも取りこぼさない、そして穏やかに豊かな生活の支援ができるように努めてまいります。また、この時代の困難さを乗り切るあらゆる手段を探りながら、常に先を見据えた事業を心掛けてまいります。

### 2. 基本理念

社会福祉法人まつかぜの会は、障がい者福祉事業を「障がいのある人もない人も共に社会で生活する」という、インクルーシブ社会の考え方に基づいて実施することにより、障がいのある人たちが「より自分らしく」、「できないことがあっても困ることのない」、「安心した生活」を送ることができる「共生社会」の実現を目指していくことを理念とします。

### 3. 基本方針

- (1) 利用者が主役であり一人ひとりの人権を守り、誰もが心身ともに育成されるよう支援します。
- (2) 利用者の個性や思い、ライフスタイルに沿った個別支援を念頭に、普通の市民の普通の生活を目指します。
- (3) 職員一人ひとりの資質の向上や職員のキャリアアップを図っていきます。
- (4) 福祉サービスを通じ、地域との結びつきを大切にし、地域に開かれた施設づくりをします。

- (5) 近隣既存事業所との連携を図り、利用に際しての様々な利便性の向上や事業所の人材育成、スキルアップを図っていきます。
- (6) 透明性を堅持し、健全でかつ活力のある法人経営をします。

#### 4. 評議員及び役員等の構成

評議員 7名	理事 6名	監事 2名
畑 利子	柳町 博	荒尾 成宏
泉 幸江	江澤 嘉男	西山 一美
外山 義哉	篠田 正春	
太田 正和	柳町 美恵子	
藤井 公雄	佐藤 英美	
関田 英美子	郡司 妙子	
室井 一義		

#### 【任期】

評議員 令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで

理事・監事 令和4会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで

#### 5. 評議員会、理事会等開催計画

評議員会	第1回	令和5年6月中旬	令和4年度事業報告及び計算書類等報告 理事の選任 監事の選任
------	-----	----------	--------------------------------------

理事会	第1回	令和5年5月下旬	令和4年度事業報告及び計算書類等報告 理事候補者の選任について 監事候補者の選任について 定時評議員会の開催について 令和4年度決算に係る監事監査報告 理事長の職務執行状況の報告
	第2回	令和5年6月中旬	理事長の選定について
	第3回	令和5年11月中旬	理事長の職務執行状況の報告他
	第4回	令和6年3月中旬	令和5年度補正予算 令和6年度事業計画 令和6年度予算 理事長の職務執行状況の報告

## 6. 設置事業

### 第二種社会福祉事業（社会福祉法2条）

- (1) 就労継続支援B型事業所豆のちからの運営（定員20名） 住所：松戸市緑ヶ丘2-3-49
- (2) 多機能型事業所みらいずの運営（定員32名） 住所：松戸市稔台7-3-1-1  
主たる事業所みらいず ・生活介護（8名）  
・就労継続支援B型（12名）  
従たる事業所ぱれっと ・就労継続支援B型（12名） 住所：松戸市西馬橋広手町1-3
- (3) 共同生活援助事業花音の運営（ルピナス：定員8名・空床利用型短期入所）  
住所：松戸市南花島2-3-0-6

## 7. 重点目標

- (1) 経営基盤の強化
  - ①各事業新規利用者の獲得
  - ②既存の就労継続支援B型事業の点検・見直し
  - ③必要な設備機器等の導入
  - ④利用者工賃の向上
- (2) 職員の人材育成
  - ①内外の研修実施により、障がいの理解・支援方法・権利擁護・事業振興等、幅広く知識と専門性を高めると共に、各現場・場面での直接指導による技能・技術の向上を目指す。
  - ②法人内のキャリアパスを明確に示すことで就労意欲の向上を図り、個人の能力と成果を評価するための新たなキャリアパスを検討構築する。
  - ③職員倫理に添い、福祉に携わる人間としての思いやり、心配りのできる人材を育て利用者支援にあたる。
  - ④チームでの連携、連帯を高め、また報連相（報告・連絡・相談）の実行に努めて円滑な業務推進を目指す。
- (3) 職員採用計画
  - ①福祉関係の雇用状況は求人難が続いているが、新規採用や中途・経験者採用など通念的な取り組みを進める。
  - ②職員採用に向けては、法人ホームページ、豆通信、施設見学や職業体験の機会提供等々により福祉職の魅力を発信し、採用に結び付ける方策を積極的に行う。
  - ③職員配置計画数に不足の出た事業所にはできる限り早く補充を図る。
- (4) 財務基盤の安定
  - ①法人財務については、必要とされるサービスを継続的に提供できるよう引き続き財務状況の改善に努める。
  - ②人件費支出などの固定費及び事業所設備等の財務負担に影響が出ないように配慮しつつ、事業所及びグループホーム利用率の向上、各種補助金・給付金の活用など適正な財務執行に向け十分な検証を進めていく。

## 8. 福祉サービスに関する苦情解決

### (1) 目的

法人が実施する事業の利用者及び保護者からの苦情に対しては、「社会福祉法人まつかぜの会 苦情解決に関する規程」のとおり、各事業所・施設が提供する福祉サービスへの苦情に適切に対応を図り、利用者及び保護者の信頼に応えると共に、福祉サービスの向上に努める事とする。

### (2) 内容

①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。

苦情解決責任者：柳町 美恵子

苦情受付担当者：豆のちから 雑賀 安代

みらいず 市川 寿子

花音 柳町 美恵子

②円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順に従い改善・調整を行う。

③苦情解決における客観性と社会性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、公平・中立的な立場にある第三者委員を2名置く。

山口 真理子 (社会福祉士・精神保健福祉士)

藤井 公 雄 (基幹相談支援センターCOCO センター長)

## 9. 権利擁護と虐待防止の取り組み

(1) 知的障がいのある方たちに対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許してはならない。

(2) 職員が権利擁護への意識を高め、利用者接遇の向上、質の高い支援を目指すために必要な外部研修・内部研修に積極的に参加し、職員一人ひとりの知識と意識の向上に努めるものとする。

(3) 障がいのある方たちへの合理的配慮を学習し、配慮された環境や支援の構築を進めると共に権利擁護に努める。

(4) 職員はいかなる場合であっても虐待をしてはならない。

(5) 全職員は定期的に会議・打ち合わせ等の場面において、自分たちの支援についての報告をし支援の点検を行う。また、ケース対応が難しい方たちの支援においては、適切に対応するために日頃から想定される場面において、どのように対応・支援をするのかを決めておき、突然の対応が不適切な行動・言動にならないように心掛ける。

(6) 利用者の安心・安全の確保のため、事故等の防止、虐待等の防止を目的に、職員会議で事故や「ヒヤリハット」等を職員全員で原因を究明、検証し、危険な芽を早期に摘み取り、安全の徹底及び再発の防止に努める。

## 10. 職員研修

### (1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点に着目し、支援や業務システムの向上・改

善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業所間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

①施設内研修

・職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会

②施設外の研修

・各種主催の研修会の参加（オンライン等参加の場合もあり。）

1 1. 感染症・衛生管理対策

- (1) 利用者及び職員、事業所・GHを利用される方たちが、コロナウィルス感染やインフルエンザなどを予防し健康を守るため、「感染症対応マニュアル」に基づき衛生管理に対応するものとする。
- (2) 食品事業に関する衛生管理、利用者への衛生管理を徹底し、地域社会に食品を販売する認識を再確認し、意識を高め事故の防止に努めるとともに、食品表示法や関連法の学習を進め法令遵守に努める。
- (3) 職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修への参加や、内部研修に努める。

1 2. 防災計画

(1) 目的

各事業所・施設内において、自力避難の困難な利用者等の緊急避難に重点をおいた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

(2) 内容

①実施方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

②内容

- ・総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う） 年1回
- ・部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う） 年5回

③年間予定

- ・総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う） : 6月
- ・部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う） : 4月 8月 10月 12月 2月

1 3. 車両事故対策

- (1) 運転については交通ルールを遵守し、細心の注意を払い運行する事。
- (2) 利用者の送迎、製品の販売、納品等は毎日実施するため運転者は特に事故に対する認識を深

め、安全運行に努める事。

- (3) 日々の自動車の安全を確保するため、車両の定期点検及び日常点検を実施する。不具合箇所があった場合所属管理者に報告し、速やかに整備を行なう。

#### 1 4. 家族・保護者及び家族会との連携

- (1) 事業所・施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人及び家族・保護者に対し十分な説明をする。
- (2) 個別支援計画の変更時に、本人及び家族・保護者に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- (3) イベント販売等に参加・協力をしていただき、利用者の様子や職員との交流を通して、家族・保護者と連携を深める。
- (4) 家族会において、事業の現況報告や意見交換を行い、ニーズを踏まえた良質なサービス提供に繋げる。

#### 1 5. 関係団体等との連携

- (1) 特別支援学校や関係機関等との情報交換を行い、在宅者、特別支援学校生等に体験実習の機会を提供し、進路選択の情報提供に努める。
- (2) 他法人と連携し、利用者の作業等や職員間の情報交換をすることで、より良い福祉の支援ができるように努める。
- (3) 協力医療機関と連携をし、利用者の健康管理及び緊急医療や予防接種など速やかに対応できるように努める。

#### 1 6. 職員体制

##### 豆のちから（就労継続支援B型事業所）

管理者（施設長）	1名
サービス管理責任者	1名
目標工賃達成指導員	1名（常勤1名）
職業指導員	2名（非常勤2名）
生活支援員	2名（常勤1名、常勤兼務1名）

##### みらいず（多機能型事業所）

管理者（施設長）	1名（豆のちから兼務）
サービス管理責任者	1名
〔生活介護〕	生活支援員 4名（常勤2名、常勤兼務1名、非常勤1名）
	看護師 1名（非常勤1名）
〔就労継続支援B型〕	職業指導員 1名（常勤1名）
	生活支援員 1名（常勤兼務1名）
〔従たる事業所ぱれっと・就B〕	目標工賃達成指導員 1名（常勤1名）

職業指導員 1名（常勤1名）  
 就労支援指導員 1名（非常勤1名）  
 生活支援員 1名（非常勤1名）

花音（共同生活援助）（グループホームルピナス1・2）

管理者（施設長） 1名（サービス管理責任者兼務）  
 サービス管理責任者 1名  
 生活支援員 1名（常勤）  
 世話人 3名（非常勤1名、非常勤2名）

（ ）内兼務職員

	豆のちから		みらいず				花音		
	就労B型		就労B型		生活介護		共同生活援助		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者（施設長）	1（1）		1（1）				1（1）		
サービス管理責任者	1		1				1（1）		
目標工賃達成指導員	1								
職業指導員		2	1						
生活支援員	2（1）		1（1）		3（1）	1（1）	1		
世話人							1	2	
看護師						1			
事務	1（1）					1（1）			
※従たる事業所	/		ぱれっと				/		
目標工賃達成指導員			1						
職業指導員			1						
生活支援員				1					
就労支援指導員				1					

※令和5年4月1日現在職員数23名

## 豆のちから（就労継続支援B型事業）

### 今年5年度 事業計画

#### 1. 運営方針

豆のちからは、生産活動や施設外就労を通じて働く意欲や楽しみを得られる事業所を目指します。また、働くことなどを通して地域に貢献し認められることで、一人ひとりが自己の成長を意識できるよう支援していきます。そのために必要な、安心して通所し仕事をする環境を提供することに努めます。

また、虐待防止委員会の活動に真摯に取り組み、すべての職員が理解を深め、支援の現場での対応に生かすよう努めていきます。

#### 2. 支援目標

- (1) 工賃向上 : とうふ・菓子・パン製造販売を充実させ、販売先の拡充を図る。また、並行して受注作業の取組みを行い、安定した工賃に繋がるように努める。
- (2) 意欲と楽しみ : 製造したものを売ることで工賃につながることを認識し、働く意欲を高める。同時に通所することを楽しみを見出していけるよう支援する。
- (3) 作業能力の向上 : 利用者の向上心を尊重しできることを増やしていくことで、作業能力の向上を図る。
- (4) 食への安心・安全 : 食への安心・安全への意識を高める。地域に商品を製造販売する事業に取り組んでいることを改めて意識し、食材の仕入れ・搬入・保管・取り扱いと製造に至るまでのプロセスを含み、食材の扱い方から食の安全が保たれることを全員で取組める事業所となる。
- (5) 事業所内の衛生の徹底 : 利用者、職員が生活や仕事がしやすい場所にするため、事業所内の環境整備に努める。活動時間中に必ず清掃時間を設けるなどして利用者と共に清掃に取り組み職場の美化に当たる。利用者、職員は常に整理整頓・清掃・清潔を意識し、とうふ・菓子・パン製造販売業の事業所として感染症や疾病予防、食中毒予防に取り組む。

#### 3. 定員 20名（現員 18名）

#### 4. 事業内容

- (1) とうふ・菓子・パン製造と販売
- (2) 各種イベント販売
- (3) 施設外就労 4件
  - ・ 東松戸病院（洗濯：こころぼまつさと共同受注）火曜日、木曜日
  - ・ ㈱太田製作所（本社ビルと工場内の清掃）月曜日～金曜日
  - ・ ㈱太田製作所（軽作業）月曜日～金曜日
  - ・ ㈱的場製餡所（番重洗浄）水曜日、金曜日
- (4) 受注作業



- ・(株)アークフォワード（地域新聞の折り込み作業）
- ・(株)タカシマ（ネジの組み立て等）
- ・(株)ケーワイケー（製函）
- ・(株)ファイン物販（包装作業等）
- ・(有)ミラクルパワーズ
- ・その他

(5) 余暇活動等

- ・旅行等のお楽しみ会（コロナ感染収束状況を考慮して判断する）
- ・クリスマス会
- ・DVD鑑賞

5. 食品表示法への対応

- ・食品表示法について、職員は勿論、利用者も理解を深めることが必要である。
- ・製品のロスや異物混入等の製造におけるリスクマネジメントについて、製造業に携わる職員としての意識を高める。

6. 日課

時間	利用者	職員
8 : 3 0		出勤、ミーティング
9 : 0 0	朝礼、午前作業開始	朝礼、生産等支援開始
1 2 : 0 0	昼食、休憩	昼食、服薬支援
1 3 : 0 0	午後作業開始	生産等支援開始
1 5 : 0 0	作業場片付け、清掃	清掃業務等利用者支援
1 5 : 3 0	作業終了、帰宅	支援記録等記入
1 7 : 0 0		退勤

7. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

## みらいず（多機能型事業）

### 令和5年度 事業計画

#### 1. 運営方針

みらいずは、利用者のその人らしい自己実現に向けた生活が実現できるよう支援していきます。生産活動や一般企業での施設外就労等の支援を通じて働く喜びを感じ、日常の様々な体験の中で、やりがいや生きがいを感じてもらえることを心掛けます。

私たちは、一人ひとりの利用者が望む暮らしや将来を共に考え、実現できるよう、適切な支援の提供を目指して、研修などを通じた支援技術の習得等に努めていきます。また、利用者本人を中心に様々な地域資源との繋がりを大切に考え、家族や地域の方々、行政や関係機関などとの連携をより深め、地域福祉の推進に努めていきます。

昨年度から設置が義務化された虐待防止委員会の活動として、虐待への理解と防止に努めることはもちろん、利用者一人ひとりをかけがえのない人として、常に対等な立場で誠実な対応ができるよう研修等に努めます。

#### 2. 支援目標

- (1) 利用者個々の適正に応じた作業環境を整え、安全で自ら進んで取り組むことが出来る効率的な作業工程や支援の構築に努める。
- (2) 安定した作業量を確保し、生産性を高めることを通じて工賃向上に努める。
- (3) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の立場に立った支援提供に努める。
- (4) 半年に1回以上のモニタリングを実施し、支援提供状況の見直しを行う。
- (5) 職員間で個別支援計画の共通認識を持ち、統一した支援提供が行えるように努める。

#### 3. 定員 32名（現員 27名）

就労継続支援B型 みらいず 定員12名（現員8名）

生活介護 みらいず 定員 8名（現員8名）

就労継続支援B型 みらいず従たる事業所ぱれっと 定員12名（現員 11名）

#### 4. 事業内容

##### ○就労継続支援B型 みらいず

##### (1) 施設外就労

- ・(株)太田製作所（本社ビルと工場内の清掃作業） 月曜日～金曜日
- ・(株)太田製作所（軽作業） 月曜日～金曜日
- ・(株)的場製餡所（番重洗浄） 水曜日、金曜日
- ・リユース工房くりくる（リユース品清掃・販売） 金曜日、隔週日曜日

##### (2) 受注作業

- ・(株)パソコンファーム（ネットワーク分解・仕分け）
- ・マルヒロ(株)（金具組み立てセット等）

- ・(株)タカシマ (ネジ組込作業等)
- ・(株)アークフォワード (チラシ折り込み作業)
- ・(株)ファイン物販 (商品袋詰め)
- ・その他

(3) 余暇活動等

- ・旅行等のお楽しみ会 (コロナ感染収束状況を考慮して判断する)

○生活介護 みらいず

(1) 受注作業

- ・(株)パソコンファーム (ネットワーク分解・仕分け)
- ・マルヒロ(株) (金具等組み立てセット等)
- ・(株)タカシマ (ネジ組込作業等)
- ・(株)アークフォワード (チラシ折り込み作業)
- ・その他

(2) 余暇的支援等

- ・ドライブや散歩
- ・調理実習 (月一回)
- ・旅行等のお楽しみ会 (コロナ感染収束状況を考慮して判断する)

(3) 健康観察

週1回、看護師が利用者のバイタルチェックや相談・健康管理をする。

○就労継続支援B型 従たる事業所ぱれっと

(1) 施設外就労

- ・(株)太田製作所 (軽作業) 月曜日～金曜日
- ・(株)の場製餡所 (番重洗浄) 水曜日、金曜日

(2) 受注作業

- ・長谷川 (商品袋詰め)
- ・(株)大成美術プリンティング (メモ用紙の袋入れ)
- ・マルヒロ(株) (金具等組み立てセット等)
- ・その他

(3) 余暇活動等

- ・旅行等のお楽しみ会 (コロナ感染収束状況を考慮して判断する)

5. 日課

○就労継続支援B型

時間	内容
8 : 3 0 ~ 9 : 0 0	職員打合せ
9 : 0 0	利用者登所

9 : 0 0 ~ 9 : 1 5	清掃・朝礼
9 : 1 5 ~ 1 2 : 0 0	生産活動
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	昼食・休憩
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 2 0	生産活動
1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 3 0	清掃・降所準備
1 5 : 3 0	利用者降所

○生活介護

時間	内容
8 : 3 0 ~ 9 : 0 0	職員打合せ・利用者送迎
9 : 3 0	利用者登所
9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	生産活動・ドライブなど
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	昼食・休憩
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	生産活動・ドライブなど
1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0	休憩・降所準備
1 5 : 3 0	利用者降所・利用者送迎

6. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

## 花音（共同生活援助事業）

### 令和5年度 事業計画

#### 1. 運営方針

- (1) 利用者がその人なりの自己実現に向けた日常生活及び社会生活を実現できるよう、利用者に対してその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援・介護、その他の日常生活の支援を行うことにより、入居者の暮らしの充実を図る。
- (2) 事業の充実並びにスタッフの専門性及び資質の向上に努め、適切なサービスの提供を図る。
- (3) グループホームルピナスの定員満床に努める。
- (4) 世話人、夜勤者の確保と育成に努める。
- (5) 受入対象者への支援方法の検討を継続しながら、支援者自身が安心・安全に支援を提供できる支援体制を可能な限り整えていく。

#### 2. 支援目標

- (1) 利用者の意思や人格を尊重した日常生活支援と余暇支援の充実を図る。
- (2) 利用者とのよりよい関係性を築き生活の向上に向けた支援を実施する。

#### 3. 利用定員 8名（空床利用型短期入所併設）

#### 4. 支援内容

- (1) 食事の提供  
利用者の健康面を考慮した食事、栄養バランスのとれた食事を提供する。
- (2) 入浴及び排泄  
利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。
- (3) 生活に関する相談・支援  
利用者が自分で解決しきれない問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しきれない事項等状況を考慮し、適切な相談・支援を行う。
- (4) 健康管理  
利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所、医療機関等との連携のもと、健康保持に努める。
- (5) 日中活動事業所等との連絡調整  
利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。
- (6) 利用者に対する緊急時の対応  
利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応をする。家族、関係機関との連絡調整を行う。
- (7) 余暇支援  
・利用者のニーズに応える活動を取り入れ、余暇活動の充実を図り生活基盤の安定に努める。

・地域における行事やイベントに積極的に参加することで地域住民との関りを大切にする。

#### 5. グループホームルピナスでの過ごし

時 間	内 容
7 : 0 0 ~ 8 : 0 0	起床・朝食・身支度
8 : 0 0 ~ 9 : 0 0	通所施設へ出勤
1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	帰設・自由時間・入浴
1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	夕食・自由時間
1 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	自由時間・入浴・就寝準備
2 2 : 0 0 ~	就寝

#### 6. 支援体制

1 1 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0	生活支援員
2 0 : 0 0 ~ 翌 8 : 0 0	夜勤支援
8 : 0 0 ~ 9 : 3 0	生活支援員

#### 7. 世話人・生活支援員等会議

共同生活援助の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、グループホーム運営及び個々の必要な支援についての共通理解を図るため、定期的または必要に応じて随時支援会議を開く。

#### 8. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

花音（短期入所事業）  
令和5年度 事業計画

1. 運営方針

- (1) 利用者とその家族の緊急時の支援を主たる目的とし、法令の定めに基づき、宿泊を伴う支援を提供する。
- (2) 利用者の状況に応じ、食事提供や入浴、排泄等必要な支援を適切に行う。
- (3) 家庭から離れての生活を体験する事により将来の自立に向けての見通しを持てるよう体験の場所として、短期入所のための居室をグループホームルピナスに併設する。
- (4) 短期入所の稼働率を高める。（平日利用を促す工夫や提案）

2. 支援目標

- (1) 利用者の意思や人格を尊重し、普段通りの日常生活を過ごせるような支援を行う。
- (2) 利用される方の声に耳を傾けながら、よりよい宿泊体験ができるように調整していく。

3. 利用定員      グループホームの空床利用

4. 支援内容

- (1) 食事の提供  
利用者の健康面を考慮した食事。栄養バランスのとれた食事を提供する。
- (2) 入浴及び排泄  
利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。
- (3) 生活に関する相談・支援  
利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談・支援を行う。
- (4) 健康管理  
利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所、医療機関等との連携のもと、健康保持に努める。
- (5) 日中活動事業所等との連絡調整  
利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。
- (6) 利用者に対する緊急時の対応  
利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応をする。家族、関係機関との連絡調整を行う。

5. グループホームルピナスでの過ごし

時 間	内 容
1 日 目	
1 5 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	入所・自由時間・入浴

18:00～19:00	夕食・自由時間
19:00～22:00	自由時間・入浴・就寝準備
22:00～	就寝
2日目以降	
7:00～ 8:00	起床・朝食・身支度
8:00～ 9:00	通所施設へ通所

## 6. 支援体制

11:30 ～ 20:00	生活支援員
20:00 ～ 翌8:00	夜勤支援
8:00 ～ 9:30	生活支援員

## 7. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。